

## カール・レンナー『民族：神話と現実』について

太 田 仁 樹

### 1

カール・レンナー（1870-1950）は、1950年12月31日、ウィーンで80年の生涯を閉じた。20世紀の丁度真ん中にあたる日であった。レンナーは、1918年11月12日から1920年7月7日まで、オーストリア第1共和国初代連邦首相として、1945年4月29日から1945年12月20日まで、オーストリア第2共和国初代連邦首相として、そしてオーストリア第2共和国初代大統領として、1945年12月20日から死の日まで、共和制オーストリアの建国と再建に尽くした。レンナーの死は、東西冷戦のなかで再建されたオーストリアが、永世中立国として独立していく見通しを得た時期のことであった。

レンナーは1895年のオーストリア社会民主党（SPÖ）への入党以来、一貫して実践的な社会主義政治家としての道を歩んだが、さまざまな分野における活発な著述活動によって、理論家としてもよく知られた存在であった。なかでも、ハプスブルク君主国時代には、民族問題の専門家として知られ、彼の名は属人原理に基づく民族的自治政策と結びつけられていた。

共和制オーストリアの発足後は、多民族国家における民族問題についての著作を発表することはなかったが、民族に対する考察を引き続きおこなっていた。ここで紹介する著作は、1934年のSPÖ解体後の「隠遁生活」のなかでも、レンナーが民族問題についての考察を深めていたことを示すものである。

この著作は、生前に発表されたことがなく、その原稿が発見されたのは1963年6月30日から7月1日の夜のことであった。レンナーの娘、レオポルディネ・ドイチューレンナーは、ウィーンのシェーンブルク宮殿近くの住まいから、グロッグニッツの父の旧居に引っ越し準備をしていたときに、未発表の父の原稿を見つけた。彼女は、ジャック・ハナクにその原稿を渡した。この原稿は1951年以来オーストリア国立文書館にコピーがあったのだが、注目されることはなく、彼女による再発見によって人びとに知られることになる。発見された原稿が『民族：神話と現実』（Karl Renner, “Die Nation : Mythos und Wirklichkeit. Manuskript aus dem Nachlass”, Herausgegeben von Jaques Hannak, Mit einer Einleitung von Bruno Pittermann, Wien : Europa-Verlag）という本の形で公表されたのは、1964年のことであった。

レンナーは、1936年以来この原稿を書き、1937年に終えた。この時期は、オーストリア・ファシズムのドルフスによる1933年の議会停止、1934年2月のSPÖ左派による準備なき蜂起と敗北、SPÖの解体とレンナー自身の拘禁、1934年7月のナチスによるドルフスの殺害に続く時期であり、グロッグニッツでの「隠遁生活」のなかでの思索であった。時代はさらにナチスによるオーストリアの併合（1938年3月11日）へと進んでいく。この情勢の中で、レンナーはナチスを生み出したナショナリズ

ムの問題性を掘り下げ、『諸民族の自決権』（1918年）における民族問題認識を深めていく。

レンナーは、1945年4月、グロッグニッツに進軍してきたソ連軍と遭遇することにより、再び政治の表舞台に復帰し、第2共和国の初代首相、初代大統領となる。それ以後、民族問題についてまとまった著述をすることはなかった訳であるから、1936～37年に書かれたこの原稿は、民族問題についての彼の「遺書」といってもよいであろう。

本稿では、この「遺書」を紹介することにより、第1次大戦末期の彼の民族問題認識がどのように深められているかを明らかにしたい。

## 2

ハナクによって編集された『民族：神話と現実』は、以下のような構成になっている。

1. 序言 (S.15)
2. 民族の生い立ち (S.17)
3. 主権を持つ法的権力としての民族国家 (S.33)
4. 民族共同体の法的苦境 (S.39)
5. インターナショナルの基体 (S.47)
6. インターナショナルの法的誕生 (S.57)
7. 国際連盟 (S.65)
8. 総連盟の憲法 (S.71)
9. 講和条約のマイノリティ保護 (S.77)
10. 純粋なマイノリティと不純なマイノリティ (S.85)
11. 国内法制度としての民族的マイノリティ (S.93)
12. 混合国家におけるマイノリティ国家 (S.101)
13. 信仰, 民族, 国家 (S.107)
14. 国家的絶対主義と民族的絶対主義 (S.113)
15. ナショナリズムの転回点 (S.119)
16. 諸民族の物質的実在 (S.129)

序言でまず、レンナーは次のように語りだしている。

ナショナリズムは、野蛮な情熱をもってドイツ民族を新たにつかんだ。全ての近隣諸民族は、それによって同じ興奮の反響を起こした。ヨーロッパの諸民族の民族意識の過熱は、新たな破局の脅威をこの地域にもたらしている。それに較べれば、世界戦争の惨禍さえ慎ましやかな前触れに過ぎなかった。批判的な思慮が必要である。(S.15)

ここには、ドイツにおけるナチスの権力獲得(1933年)、ナチスによるオーストリア併合の脅威、西欧諸国の受け身の姿勢を、「民族意識の過熱」と「新たな破局」として捉え、第2次大戦の

到来を切実に感じているレンナーの姿がある。

### 3

本論は3部分に分かれている。第1の部分(2-6)では、民族と国家との関係をめぐる問題が論ぜられ、第2の部分(7-12)では、第1次大戦後結成された国際連盟の問題点が扱われ、第3の部分(13-16)では、ナショナリズムについての総括的な考察がおこなわれている。

まずレンナーは、諸民族の共同体(インターナショナル)の問題を、民族との関連で解明しようとする。その際、基体と法的制度という彼独自の法学社会学的枠組で考察が進められている。

人間の共同体生活は、常に新しい純粋に事実的な集団を土台として生み出す。法は、それを法的諸関係や法的諸制度という規範によって、後から解釈し確定する。通常、事実上の発展は、まず土台あるいは基体(Substrat)をつくり、のちに法はそれを法制度に高める。しかし、法的に確定された基体とともに、法の外部に、あるいは法に逆らって、多少とも権力のある集団がなお存続し続ける。ときおりそれは法の圏域に入り込み、そこで一時もちこたえ、再び抜け出る。数世代にわたって、決闘は単なる法の外部の純粋な社会学的現象であり、封建時代に法的秩序が現れ、市民的立法によって法の圏域から抜け出て、法律外の名誉ある正当防衛、あるいは不法行為と説明された。どのような法的制度も、その人類学的・社会学的基体をもち、経済的基体をもつ、しかしどの基体も法的制度に達するわけではない。(S.17-18)

法的制度は基体の存在無くしては形成されえない。基体は法的制度に先立って誕生する。しかし、基体がすべて法的制度の形をとるというものではない。レンナーは、決闘という事実的行為が、法的制度に先立って存在し、やがて法的制度となり、のちに不法なものとなり、ついには事実的行為としても消滅していく例をあげて、基体と法的制度の関係を説明している。

民族もまた歴史的に一定の時期に現われた基体である。それはヨーロッパの中世のなかから成長してきた。

千年の過程の中で、ラテン語を祭祀語とする中世教会の普遍的共同体から、イタリア人、フランス人、ドイツ人等々の巨大な民族社会が解き放たれ、独自の存在として自覚し始める。この発展の動力は、疑いもなく言語である。社会全体と個人とのどのような結び付きも、どのような集団形成も、意志疎通の手段を必要とする。この意志疎通の手段は、第1の社会形成要因である。それは、ある個人の意識から他の個人の意識へ架けられる橋であり、労働が肉体的・物質的結合手段であるように、精神的な結合形態である。にもかかわらず、話し言葉は、個人間の意志疎通の手段の未発達な形態にすぎない。記憶の中にとどめられ、文書に確定され、印刷されて永遠化されて、はじめてすべての個人の行ったすべての経験、獲得した認識、習得可能な熟練と技術の宝庫となる。ある言語に熟達することは、この宝庫の鍵を所有していることである。そしてこの宝庫は、その言語を話す者が数百年の間共有してきたすべての文化財を秘蔵している。言語共同体は、同時に文化共同

体である。／……民族は運命の共同体によっても確かに成長するが、この共同体は何よりも同じ言語と言語で媒介される文書と文化的特性によって理解されるのである。運命は、言語と文書が確定していなければ、消滅するものであり、記念となる対象とならなければ、単なる記憶の表出にすぎない。著作は運命の記念碑である。数知れず突破された血縁共同体の基礎の上に、居住共同体の終わりのない移動を通じて、勝利した言語共同体の数百年の発展の中で、民族は文化共同体に成長する。この状態で政治的に地位を得ることがなければ、それはなお長らく単なる「基体」にとどまる。その場合、われわれの最も賢明な者が言ったように、民族は単に「植物的 (vegetativ) 存在」である。それは事実上存在するが、法的には存在しない。(S.27)

基体としての民族の形成の契機は言語である。レンナーは言語、特に文章化された言語の意義を強調し、それが文化共同体・運命共同体としての民族形成の基礎となっているとの見解を明らかにしている。

しかし、ここまでの民族の形成は、「基体」の形成にとどまるものである。レンナーはこの基体をマイネッケにならって「植物的存在」と呼んでいる。「植物的存在」の「動物的存在」へ進展は民族の政治化である。政治的な存在としての民族は近代に固有の存在である。民族は主権を持つ国家となることによって、法的な存在となる。レンナーによれば、フランス革命は、人民の権力ではなく民族の権力の理念を表現しているところに意義がある。

民族の政治的な理念は、フランス革命の勝利によってその定式を見出した。それは革命が宣言した「人民主権 (Volkssouveränität)」ではない。もしそうだったら、ヴァンデーのすべての人民はその地域で主人であると宣言し、自分の論拠によってパリの権力保持者に対する独立を正当化することが出来たであろう。(S.29)

最高の文化的・歴史的な意義をもつ発展過程、法律外的で、純粋に「植物的」な性格の単なる感情共同体から、意識的な文化的・政治的な共同体を経て、世界の大部分を活動領域にしている、主権をもつ国際法上の法人格への民族の展開が生ずる。基体は機関となり、法の歴史の専門用語で表現される。政治的な言い方では、「言葉が肉体になる」という聖書の言い方は次のように言い換えられる。「民族が国家になる」と。(S.31-32)

民族が国家となることによって植物的な性格を脱するという議論は『諸民族の自決権』(1918年)を継承するものであるが、その前段としての基体としての民族の生成において言語の役割を強調しているところに、レンナーの民族把握の深化を見て取ることができる。特に文書化された言語の意義の重視には、カウツキーの民族認識の影響がうかがえる。だが言語共同体と文化共同体を対立させて捉えるのではなく、文化共同体の核心に言語共同体があるというのが、カウツキーやバウアーと異なるレンナーの民族把握の特徴である。

基体としての民族が、国家という法的存在となるのを目指すのがナショナリズムである。だが、民族は国家となることによって法的存在となることができるが、国家となった民族相互の関係ははまだ法共同体における関係ではない。

ナショナリストにとって権力はすべてに優先するものである。彼が構成している世界像のなかで

は、民族は互いに連携することなく、無条件に存在するものであり、だから互いに無秩序に、荒野の猛獣のように存在するものである。彼らのあいだでは、ホップズの万人に対する万人の闘争（*bellum omnium contra omnes*）が永遠に持続する。自己の維持と拡大の義務は、より強くなるまで時機を待ち、他者を政治的に屈伏させ、少なくとも経済的に搾取するように、誰に対しても要求する。だから戦争はナショナリズムの不可欠の方策であるので、それはこの政治的民族理念に固有のものである！（S.36）

「戦争は人倫的な必然である」というのは、第1次大戦時のベルナルディ（1849–1930）の言であった。レンナーは『諸民族の自決権』で上記と同様の記述でもって、ナショナリズムの主張が、戦争に帰結することを明らかにしているが、この「遺書」では、ナショナリズムの復活を次のように指摘している。

戦争の後遺症でなお精神が批判的な雰囲気の中にあつた最初の数年間は、ナショナリズムは士気阻喪しているようであった。戦後の経済的混乱、経済的困窮を原因とする社会的な失望、多くの講和規定の不条理と不正、要するにこの時代の精神にもたらされた幻滅が新たにそれを目覚めさせ、今日のファシスト運動においては、それは非常に尊大で野蛮な不寛容にまで到達し、民族についての他のどのような考えも非民族的、民族裏切り者的であると、不遜にも非難するまでになっている。それは、国家権力を握ると、国家と法と公的暴力を濫用し、野獸哲学を信条とし、異端糾問所に背く精神的創作物を焼却し、精神と知識を隔離収容所によって奴隷にし、法治国家の秩序すなわち近代の最高の成果の一つを否定し、そして——これから見るように——何らの民族的な欲求や目標をも達せられることなく、言語を絶する悲惨に自民族大衆を突き落とす損害以外の何ものもたらさない。（S.37–38）

「序言」での記述に照らせば、「今日のファシスト運動」とは、なによりもナチズムを念頭においたものであろう。レンナーは、ファシズム（ナチズム）を第1次大戦期に凶暴化したナショナリズムの延長線上に捉えている。ファシズムの最大の罪悪は法治国家の破壊であり、その結果、民族自身が悲惨の極に突き落とされることになる。

レンナーによれば、主権国家相互の関係は「自力救済の権利」の関係である。それは容易に「万人の万人に対する闘争」状態に転化するものであり、その状態が、繰り返される戦争の原因となっている。必要なことは、民族国家の主権概念を絶対的なものと見なすことを止め、国家権力を分割可能なものと考えることである。

絶対最高・無制限・不分割の権力としての民族国家の主権概念は、歴史的には一時的なものであるにすぎない。中世や古代にはそれはなかった。中世の長い数百年における公的権力の二元性は、それが分割可能なものであることを示している。現在、われわれはこのような二元性を別の方向で必要としている。最高権力は組織された共同体としての諸民族の連合と個別の民族国家（*Nationalstaat*）との間で分割されるべきである。その際、民族が権力に託すものを、民族は法と権利享受の保証の他の側面において獲得する。（S.44–45）

民族国家に「絶対最高・無制限・不分割」の主権を与えるところに、戦争の原因があるとするなら

ば、そのような主権概念を打ち壊すことこそ、戦争の抑止である。レンナーがここで打ち出している権力の二元化は、『諸民族の自決権』で提起されている二元的連邦制度の国際版である。とすれば、「組織された共同体としての諸民族の連合」に対置されるのは「領域国家」でなければならない。ここで「個別の民族国家」というのは、「単一民族国家」の意味ではなく、多民族国家を含めた「領域国家としての国民国家」を意味するものであろう。諸民族の権利は、民族国家によって保証されるのではなく、民族の枠組を超えたインターナショナルな法共同体によるものでなければならない。

法的制度の形成には、それに先立って事實的・社会的な基体の生成がなければならない、というのがレンナーの法社会学であった。インターナショナルな法共同体についても、このことは確認される。インターナショナルな法共同体の基体について、それはすべての経済領域の相互依存、世界市場によるすべての経済的成果の最終的規定である、とレンナーは言っている。

完結した民族経済への世界経済の侵入は、次第に諸民族の経済的特殊構造を解体し、それを平準化する。商業や信用流通と同様、工業生産もまったくインターナショナルなものである。資本主義が突き進むところでは、どこでも工業資本、商業資本、貸付資本、土地所有における伝来の資産形態を打ち壊す。(S. 52)

さらにレンナーは、制度としてインターナショナルな制度は、すでにさまざまな分野で出現しているとして、交通・通信機関、衛生・保健機関、司法機関の例をあげている。例として挙げられているものは以下である。

交通・通信機関として、1856年に設置されたヨーロッパ・ドナウ委員会、ベルンの電信行政国際事務局(1868年以來)、ベルンの世界郵便連合事務局(1875年)、パリの度量衡国際事務局(1875年)、ベルンの国際運輸中央機関(1890年)、ベルンの無線電信国際事務局(1906年)。衛生・保健機関として、コンスタンチノーブル、タンジール、ブカレストの国際保健委員会、パリの国際保健機関(1903年)。経済的利益の保護のための機関として、ベルンの営業財産保護国際事務局(1883年)、ベルンの文芸保護事務局(1886年)、ブリュッセルの常設砂糖委員会(1902年)、ローマの農業協会(1905年)、国際労働機関(1902年)、ポツダムの測地学事務局。司法権について、ハーグの仲裁裁判所および国際捕獲審判所。

このように、インターナショナルな法共同体は、経済と基体がすでに出来上がっているだけでなく、さまざまな国際条約や国際機関という形で、法的制度としての姿を出現させつつある、と考えられている。

レンナーは、インターナショナルな法共同体の登場という観点から、国際会議の歴史を振り返る。1648年から1649年のウェストファリア講和会議は、主権国家体制の開始と見なされることが多いが、レンナーは、ウェストファリアの講和文書を最初の超民族的な法律であると評価し、ウェストファリア体制をインターナショナルな法共同体形成の第一歩であったと位置づける。さらに、反動的なものであると評価されているナポレオン戦争後のウィーン会議は、国際法的には進歩を意味しているとした。また、いわゆる「神聖同盟」を形成した、ロシア、イギリス、プロイセン、オーストリア、フラ

ンスの間の諸会議（1818年アーヘン、1820年トロツパウ、1812年ライバッハ、1822年ヴェローナ）も、反動的なものではあったが、「偉大な将来理念」はこのような試みから生まれると、肯定的側面を強調する。(S.61)

1878年のベルリン会議についても、イギリス、プロイセン、オーストリアなどの列強が国際的圧力により、露土戦争の勝者であるロシアの戦勝の成果を横取りしたものであると、進歩史観は帝国主義的な動向の先駆と見なしているが、レンナーはこの会議を次のように評価した。

それは国境を権力的諸関係や隣人の意向によってではなく、表象された世界全体の利益によって確定する。審判は戦争無しに土地を与えたり奪ったりする判決をおこない、国土の一部（ボスニア）を異民族列強の管理に委ね、重要な陣地を中立化する等々のことをおこなった。法思想の進歩について理解力を持っている者がはっきりと感じているのは、会議の理念はさらに進んで、実際上のインターナショナルな立法と行政に前進した。その場合、「国家間」という意味だけではなく、どの主権国家も服従しなければならない「超民族的」な最高権力の設立という意味でのインターナショナルなものである。戦争と平和にはその時に交戦する当事者だけが関係するという観念は克服される。(S.62)

それが勢力圏をめぐる列強の談合による従属地域の分け取りであっても、インターナショナルの立法と行政の前進という観点から、ベルリン会議を積極的に評価するレンナーの議論は、第1次世界大戦前のバウアーやヒルファーディング的な「帝国主義論」の立場からはとうてい容認できないものであるが、第2次世界大戦の脅威をひしひしと感じるこの時期のレンナーのこの発言は、現実政治に徹した右派の発言という理解だけではすまされないものを含んでいる。

#### 4

第2の部分（7-12）では、第1次大戦後結成された国際連盟（Völkerbund）の問題点が論ぜられる。

レンナーは第1次世界大戦後につくられた国際連盟の最大の弱点を、それが加盟や脱退が随意的な部分連盟であることであると指摘し、強制的な「総連盟（Gesamtbund）」の結成を呼びかける。

この総連盟という目的は、すべての国家の上に立つ公的権力の設立以外の何ものでもあり得ない。それは大小の個別国家の主権を、政治的・経済的な領域において、世界平和、諸民族（Nationen）の安全保障、世界経済の自由、諸フォルクの文化共同体の発展がその時々必要とするかぎり、ただその限りに限定する。その公的権力とは、インターナショナルな立法であり、実行においては、その部門（航行、鉄道、航空交通、郵便、電話、電信等々）とインターナショナルな利害にかかわる目標物（世界航行運河、航行可能河川、世界交通のキーポイント、重要な原料源等々）に関するインターナショナルな裁判とインターナショナルな行政とである。……結局このような超国家的秩序は、総連盟の手に強制力のある権力を与えることが必要なのである。世界組織が実際に組織された諸フォルクの全体に基礎を置くならば、軍事以外の方法での強制手段（通商上および金融上のボイコット等々）が、より大きな影響力を持ち、通常はそれで十分となるだろう。し

かし、人間的な制度の有機的形成に役立つとする者は誰も、個別諸国家の軍備縮小と同時にインターナショナルな陸海軍部隊の設立が持続的な平和の保障に——少なくともかなり長い間——不可欠であるという洞察に目をつぶることはできない。天上から地上への贈り物として世界平和が降りてくることを頼りにしている者は、その背後に平和の利益の現実の力だけでなく、現実に今現在機能している既存の権力が必要であることを忘れてはならない。社会主義者や平和愛好者の誰もこの推論を拒むことはできない。(S.68)

レンナーは、陸海軍部隊という軍事力を備えた世界的権力なくしては、インターナショナルな法共同体は樹立しえないということを、明確に述べている。

またレンナーは、労働者党が政権を握ったときにのみ国際会議に登場するという消極的な態度を批判し、列国議会同盟のような既存の国際会議にも労働者党は代表を送るべきだと述べている。

第2の部分の後半は、パリ講和条約で認められたマイノリティ保護条約の限界と、あるべきマイノリティ保護について述べている。

まず、パリ講和条約の片務性が指摘される。戦勝国であるイギリス、フランス、イタリアは、マイノリティ保護条約の受け入れを拒んだ。この問題について、レンナーは、「この制度の根本的な欠陥は、戦勝強国が自らを例外としていることにある」と指摘している。

マイノリティ保護条約の第2の欠陥は、異民族の国に定住するマイノリティ全体の大きさと意義の問題を回避していることであると、レンナーは言う。保護条約はマイノリティを個人として捉えているが、団体として捉えることが出来ていない。レンナーによれば、「国家高権に参与することなしには、民族、すなわち言語・文化共同体は繁栄できないし、維持することも困難である。」(S.93)したがって、団体としての民族が法的地位をもたないならば、同化の道しか残されていないことになる。

マイノリティ保護条約のマイノリティ把握は、『諸民族の自決権』で「原子論的理解」と呼ばれたものでしかないものである。このような考え方に対して、レンナーは、「有機論的理解」のなかの「属人原理に基づく民族的自治」の意義をここで再度確認している。

境界設定の前提は、民族への帰属、民族性が、言語の熟達に応じた個人の純粹に事実上の資格というだけでなく、個人の「民族宣言」によって法的に確認され、「民族台帳」に——民族ごとに区別された「名簿」——にしっかり留められること、このように区切られた民族帰属者の員数は公法上の一団体となること、この団体が憲法に基づいてまず選挙によって構成され、それにより初めて民族が公法および私法的権利の担い手にし、それで民族全体が立法と行政に参加すること、以上である。居住共同体ではなく、民族の文化共同体が、法制度の基体とされ、その上にマイノリティの権利が打ち立てられる。立法府（例えば旧オーストリアのラント議会）は民族的クリア (nationale Kurien) に分かれ、行政機構は民族的セクション (nationale Sektionen) に分かれ、民族的特殊利害が問題となる限り、公的権力は、空間的にではなく、機能的に分割されるように思われる。共通の、超民族的な、国家的利益を護るべき場合には、それは再び連邦的に構成された統一体にまとまるだろう。民族的に混合した都市でも、そのための興味深い歴史的な手本は旧オーストリアの基礎の上にある。(S.98-99)



## 5

第3の部分(13-16)では、ナショナリズムについての総括的な考察がおこなわれている。主権を持つ民族国家の併存という観念はすでに、社会的な現実の発展のなかで古くさいものになっていると、再度レンナーは強調する。

「主権を持つ民族国家の併存という形でしか、世界の秩序は考えられない」という観念は、すべての疑問と異論を押さえ込んでいる。それに対して、われわれの研究があらゆる点で提示していることは、民族主義者の見せかけと騒々しい大騒ぎにもかかわらず、この観念が現実には照応していないこと、基体における諸事実がすでに新秩序を発見していること、この新秩序が、国際法および国内法のいたるところで、それを隠している覆いをはね飛ばし、法的生活の表面にほとばしり出ているということである。(S.108)

インターナショナルな基体の生成を確認したうえで、レンナーは、国家主義とナショナリズムの結合の危険性について指摘する。

人間の諸権利が語っているのは、国家が絶対的な団体ではなく、相対的なもので、特定の目的によって制限されるもので、他の諸団体と並んで存在しうるものでしかないということである。そして、自由主義的教義は、国家は生命・自由・所有を保護する団体であり、さらに人間を平穏にしておくべきだということまで拡張する。

民族が公的な権力を手に入れた瞬間、この問題に立ち向かわねばならない。人間のすべての共同体存在が民族のなかに包含されていると考えている民族主義者は、絶対主義の由緒正しい継承者であるとただちに証明される。職業と階級はあらゆる国境を越えて相等しい利害を持ち、学者の学派、芸術家の流派、宗派、教会等々が人間のあいだに諸共同体をつくるのを、彼も見ているのだろうが、しかし彼はそれに同意しようとしめない。彼にとっては一つの共同体だけが、すなわち民族共同体だけが絶対的なのである。彼にとっては、どの他民族も異人であり、敵でしかない。彼らと持続的なつながりを持つのは、不道徳で、民族的な裏切りなのである。他方、同じ民族の成員の内部に精神的・社会的な対立が存在し、それゆえ表現を見出さねばならないということを経験するだけでも、彼にとっては重大犯罪であり、民族を引き裂くものである。主権から共同体のこの絶対性が厳格に導かれるところに、彼のこだわりがある。(S.115)

『諸民族の自決権』においては、国家が民族に先行するものであることが述べられ、多民族国家の存在理由に繋げる論理が展開されていたが、ここでは国家的絶対主義と民族的絶対主義の結合の危険が強調されている。民族主義的な国家主義者に対し、レンナーが対置するのは国境や民族の違いを超えた人びとの繋がりであり、人びとが取り結ぶ繋がりそのものの重層性である。レンナーによれば、人と人との繋がりには重層的なものであり、個々人は同時にさまざまな関係性を取り結ぶ。個々人のアイデンティティは、重層的な複数の共同体の規定を受ける。このような見方は、民族ではなく階級の共同性こそが規定的であるとする左派的な見方とも異なるものである。

民族や国家は併存する多くの団体と同様に単なる相対的な共同体にすぎない。このような時代にふ

さわしいのは先に述べた総連合（Gesamtbund）である。

多民族国家は、編入された諸民族を併合し、彼らを民族を超えた団体に従属させる。——しかしそれは国家的な諸機能を諸民族に委ね、保証する。われわれが他の場所で要求した総連盟は、今日の民族国家を併合するが、国家としての、人間共同体の構成国家や部分国家としての地位のままにしておく。世界のこの新しい法秩序は、民族団体の相対性を法的なものにし、誰にも目に見えるものにする。しかし、民族団体はその国家的な性格を失わない。（S. 116）

ここで総連盟の構成国家と位置づけられている「民族国家」は既存の領域国家と考えるべきであることは、先述したところである。

民族的共同体の相対性は、宗教的共同体の相対性に通ずるものがある。だが、レンナーにとっては、民族と宗教のあいだには国家との関係で見過ごすことのできない差異がある。

内なる精神に向けられた信仰告白は、教会と国家との分離によって、あたかも国家の外に置かれ、信仰の自由と公然の礼拝の保証に関してのみ国家の保証を必要とする。——しかし言語共同体としての民族は、人間の意志疎通の外的な手段、すなわち言語、文献、印刷物の共同体である。国家は（人権宣言以来の）法と同様に外的な人間を捉えるだけであるが、言語は人間の外的結合であるので、国家はこの手段に結びつき、他方で言語は国家に結びつく。だから次のように言える。教会や他の無数の共同体を国家の外に置くことが可能であり、民族を構成国家や部分国家の形で人間のより高度な共同体に編入することも可能である。（S. 117）

『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』（1902年）における民族的自治の主張が、非国家的団体として民族団体を構成するものであると、一部で受けとめられたのを受けて、『諸民族の自決権』では、民族団体は国家の構成部分とならなければ、その権利を守ることはできないという主張が強調されている。レンナーはこれを「民族的文化的自治ではなく民族的自治を」として定式化しているが、ここではその理由が民族と言語の関係のなかで説明されている。民族的共同体の把握においてもみられた、レンナーにおける言語の問題の重要性を見て取ることができる。

民族は国家との繋がりを断ち切ることはできないとの確認を踏まえうえて、レンナーは、インターナショナルの法的制度である総連盟（Gesamtbund）の元での民族と国家の関係を展望する。

総連盟のもとでは、二つの理念が一度に実現される。一つは超民族的な国家の形成である。民族国家という枠組みが現代世界にとって狭すぎることから要請される理念である。いま一つは超国家的な民族的共同体という理念である。各民族成員のすべての確実な連絡は、文化的な共同を可能にし、それによって全く自由に移動することができるようになる。

超民族的な国家と超国家的な民族的共同体は、軍事的・経済的な戦争の脅威から、すなわち今日の世界の混沌から、われわれを救い出す法的な制度である。（S. 126）

総連盟のもとでは、主権をもつ民族国家が否定されるだけではない。主権国家一般が否定される。複数の主権国家が存在するということが、「自力救済の権利」の国際関係が存在するということがあり、戦争が繰り返される原因となっている。したがって主権は総連盟のもとに集約されなければなら

ない。超民族的国家と超国家的民族的共同体はその構成国家となる。

レンナーは総連盟のもとでの、インターナショナルな法共同体の形成に強く期待するが、期待が強いほど現実の国際連盟に対しては失望せざるをえない。それは有力国家の参加を欠いた主権国家の集まりにすぎない。国際連盟は、主権国家間の対立を調停することさえできない。

基体としてのインターナショナルの生成という歴史の大方向への確信は揺らがないものの、眼前のナショナリズムとファシズムの異常な高揚はどう理解すべきなのか？ レンナーは、国家間の格差をその根拠と考える。持てる国と持たざる国との対立は、国家間の対立をいっそう先鋭化させる。持たざる国は民族主義的な熱狂にとらわれやすい。

いつも飢餓者と弱者は、民族的エートスの高揚によって資源と力の欠乏を償おうとする。民族に固有の英雄性、身についた規律、それは勝利の奇跡をもたらすフューラーへの追隨の盲目的献身である。かくしてフューラー個人こそが「奇跡」の賜物であり、奇跡そのものである。——フューラーを疑うことは犯罪である。だから、この規律そのものが奇跡の説明しがたい賜物であり、血の奇跡なのである。——奇跡をもたらす血を否認したり侮辱するものに、災いあれ。経済活動以外による収入を受け取る民族的知識階級は、簡単にこの奇跡信仰の犠牲になる。(S. 133)

しかし、民族主義的に熱狂に浮かされた民族に将来はない。

経済に通じた者が知るところは、今日の戦争が英雄が活躍できるようなものではなく、技術的なものであること、それは工業的・資本主義的な事業であり、そこでは機械的な装置が個人の英雄行為を脇役にしてしまうということである。協商諸国の家畜と穀物、鉄鋼と燃料資源は、結局は涸渇した同盟諸国を打ち負かした。民主主義的諸国の規律は、軍事君主国よりも小さくないということも明白に確証された。民主主義の理念が君主主義の理念よりも強力であることも明らかにされた。

(S. 134)

レンナーは、民主主義の理念が君主主義の理念よりも強いと述べ、ファシズムに対する民主主義の勝利に望みをつなぎ、次のように述べて筆を置いている。

民族虐殺や市民虐殺をしなければ解決できないような、民主主義的に自己統治されている国民が合法的な主人になることのできないような、経済的あるいは社会的問題、民族を越えたあるいは民族内部の問題というものには存在しない。もちろん迷信、神話、不法な権力の崇拜は、衛生学が闘わねばならない多くの黴菌と同様、今日なお人類のあいだに力をもつ諸力である。しかし、未来は理性と法と自由のものである。(S. 138)

## 6

「遺書」は、繰り返しが多く、冗長な表現も多い。また論証抜きの断言も多くみられる。そのような欠陥も、レンナーの追いつめられた境遇と切迫した時代情勢の反映といえるかもしれない。歴史の

大方向としてのインターナショナルの生成への確信が繰り返して語られる一方で、ナショナリズムとファシズムの凶暴さに対する非難は感情的なものにとどまっていて、その社会的基礎にまで掘り下げられていない憾みがある。

ここで展開されている民族認識は、『国家と民族』（1899年）から『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』（1902年）を経て『諸民族の自決権』（1918年）にいたる、レンナーの民族認識の歩みを知る者にとっては理解しやすいものであるが、若干の論点については従来あまり展開されていなかった論理がみられる。

まず注目されるのは、民族と言語との関連の強調である。レンナーが民族を「言語－文化共同体」と規定していて、カウツキーとバウアーの論争にみられるような、「言語共同体」か「文化共同体」かという対立的な問題設定をしていないことは、『諸民族の自決権』でも確認される場所である。レンナーは、民族は「言語共同体」でもあり、「文化共同体」でもあり、バウアーのいうように「運命共同体」であることも認めていたが、それぞれの規定がどう関係しているのかについての突っ込んだ議論はしていなかった。この「遺書」では、「言語共同体」しかも「文書化された言語による共同体」としての民族が、「文化共同体」や「運命共同体」としての民族の基礎にあることが明示されている。人間の共同的存在の前提として「文書化された言語」の意義を認めるこの見方は、カウツキーの影響の持続性を示すものとして注目したい。

言語の問題の重要性は、民族－国家関係と信仰－国家関係の差異を根拠づける際にも援用されている。ここでの論理展開も従来はないものであって注目される。信仰共同体と国家とを分離するのが近代国家における宗教政策の常識と考えられ、レンナーの「民族的自治」も国家とは独立した団体として民族団体を構成するものと受け取る傾向が第1次大戦以前には存在した。『諸民族の自決権』で、レンナーは、民族団体は連邦国家のなかの構成国家として形成されるべきであると明示し、そのような誤解の余地を断った。しかし、民族－国家関係と信仰－国家関係は、なぜ異なった形をとるべきなのかは説明されなかった。ここではそれが言語との関係で説明されている。「国家は法と同様に外的な人間を捉えるだけであるが、言語は人間の外的結合であるので、国家はこの手段に結びつき、他方で言語は国家に結びつく」という叙述の意味は十分な説明とはいいいないのであるが、レンナーにおける問題のあり場所を示唆するものである。

最後に注目すべきは、人間存在の重層的規定性の指摘である。ファシズムが民族的共同体の絶対性を強調し、別種の共同体に個人が帰属することを非難するのに対し、社会主義者はおうおう階級的な共同性を対置しがちであるが、レンナーは人間の共同性が複数であり重層的なものであることを強調し、民族共同体の意義を相対化する。個人が同時に複数の共同体に帰属することを認めるこのような人間把握からは、社会主義を画一的な人間の集団と考えるのではなく、多様な志向性の共存する社会として考える社会主義社会像が導かれるであろう。このことは民族問題にとどまることのない重要な論点である。